

資料 原色県花・県鳥一物語と図鑑（中西悟堂・本田正次）

県花県木（松田 修）

県の花・県の木（松田 修）

仙台市史続編第2巻

47. 公 安 条 例

問 公安条例とはどのようなものですか。

答 公安条例とは、地方公共団体の条例で、治安保持などの必要を理由に、大衆的な集会・示威運動(1)などについて届出または許可を要する旨を定めたものを指しています。昭和23年大阪・京都・東京などで提案され違憲論をひき起したこと也有ったが、各都道府県で制定されるようになったものです。

地方公共団体の条例ですので、それぞれ独自の件名をもち、宮城県のものは「行列行進集団示威運動に関する条例」（昭和24年8月17日条例47号）と称されます。その条文は次の通りです。

第1条 行列行進又は多衆の集団示威運動（徒步又は車輛で道路公園その他公衆の自由に通行することができる場所を行進し又は占拠しようとするもの、以下同じ）は、県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けないで行ってはならない。

(2)
2. 学生・生徒・児童のみが参加し、かつ教科課程に定められた教育のため、学校の責任者の指導によって行う行列行進又は冠婚葬祭、体育運動、その他示威行動にわたらないものは許可を要しない。

第2条 前条第1項の許可を受けようとするときは主催者又は主催団体の代表者は、行列行進又は集団示威運動開始日時の72時間前までに、公安委員会に申請書を提出しなければならない。

第3条 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 行進又は示威運動の日時

二 主催者の住所・職業・氏名・生年月日（団体にあってはその名称、事務所の所在地、代表者の住所・氏名・生年月日）

三 行進又は示威運動の目的及び種類

四 行進の順路及び示威運動の場所

五 参加団体名並びにその代表者氏名及び各団体の参加予定人員と使用車輛数

第4条 公安委員会は、その行進又は示威運動が公安を害する虞がないと認める場合は、許可を与

えなければならない。

2. 前項の許可には、集団の無秩序又は暴力行為に対し、公衆を保護するため必要と認める条件を附することができます。
3. 公安委員会は、第1項の規定による許可を与えないときは、その理由をすみやかに県の議会に報告しなければならない。
4. 第2条の申請書を受理した公安委員会が、その運動開始の24時間前までに条件を附し又は許可を与えない旨の意志を表示しないときは、許可のあったものとして行動することができる。

第5条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- 一 第1条第1項の規定に違反した者
- 二 第3条の許可申請に虚偽の事項を記載した者
- 三 第4条第2項の規定により公安委員会の附した条件に違反した者

第6条 この条例は、行列行進又は示威運動以外の公の集合を禁止し若しくは制限し、又は政治運動、プラカード、出版物、その他の文書、図書等の監督検閲の権限を公安委員会、警察官その他公務員に与えるものと解釈してはならない。

第7条 この条例は選挙に関する法令に何等の影響を及ぼそうとするものではなく、又選挙運動中の政治的集会又は演説に関し事前の届出を必要ならしめようとするものではない。

第8条 この条例を施行するため必要な事項は、公安委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 注(1) 地方公共団体がその管理する事務に関し法令の範囲内でその議会の議決によって制定する法。〔これとは別に、都道府県知事・市町村長がその権限に属する事務に関して制定する法を規則といい、条例と規則とを総称して例規ということがある。〕
- 注(2) 民主主義と地方分権の原則に基づき警察の民主的な運営を管理するため、昭和22年の警察法が初めて設けた機関。公安委員は国及び都道府県の首長がそれぞれの議会の同意を得て民間人を任命する。

資料 宮城県例規第5巻

48. 戦前の宮城県民歌

問 戦前に唱われた宮城県民歌の歌詞を知りたいので、M図書館に頼んで調べてもらいましたが、遂にわかりませんでした。どうか教えてください。